

現況届の提出について

「現況届」を配付いたしました。（ごきょうだいで在園の方は、上のお子さんで配付。）園の継続利用に係る、市へ提出する書類です。毎年 記入もれ・記入間違いが多く見られますので、必ずおたよりや記入例をよくお読みの上 ご準備ください。

当園への提出期限 10月15日(木)

2・3号認定の方と、1号で第2号認定の方は、勤務証明書等も必要になりますので、速やかに勤務先へ証明をご依頼ください。

1箇所でも 記入もれ・記入間違い等があった場合、再度勤務先へ依頼していただく必要があります。また、本社が県外にある場合など、郵送でのやり取りに日数を要します。提出期限に間に合うようご注意ください。

また、確認作業・不備による返却・再提出などのやり取りに かなり日数を要しますので、出来た方から早めにご提出くださいますよう よろしくお願いたします。

なお、今までに届け出ている状況と、今回提出される現況届の内容（保育を必要とする事由・勤務先・勤務時間・自宅の住所 等）が異なる場合は、別途、**変更届**を提出する必要があります。

変更届が必要な方は、早めにお知らせくださいますよう、お願いたします。

※変更内容によっては、園の継続利用が難しい場合があります。

利用者負担額（保育料）が、毎年9月に切り替わることになっております。対象の方には、利用者負担額決定通知書とおたよりを雑費袋に入れ、書類ケースのポケットに入れてあります。（1番上のお子さんの書類ケースに下のお子さんの雑費袋が入っているご家庭もあります。）

同封の小さな用紙に受取サインをしていただき、雑費袋に入れて、翌日にご返却下さい。

保育料が無償化の方は、おたよりのみを書類ケースのポケットに入れてあります。